

実施方針に関する質疑に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
1	12	4	4.3	4.3.1		特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外その2	「特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外その1」と条件がまったく同じであり、地元企業の積極採用に配慮されていない内容と思われます。地元企業の活用のためにも、認定工事種別を一般土木工事や建築工事に広げることや、建設業の許可を有する営業所等の所在地に対して配慮すべきではないでしょうか?	現時点では変更する予定はありませんが、ご意見として承ります。
2	13	5	5.2	5.2.1		①元請実績	「下水道法上の施設に係る工事」のみですが、岩木川圏城市町村の過疎化等に伴う下水整備状況等を勘案し、P14.5.4.1以降の乙型代表者以外と同様に「地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る工事」を追加できないでしょうか。	現時点では変更する予定はありませんが、ご意見として承ります。
3	15	6	6.1	6.1.1		主任(監理)技術者の現場工事経験	配置予定技術者の現場工事経験について、機器設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で、下水道法上終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者、とあります。配置予定技術者の現場工事経験について、コンポスト化施設の経験を有する技術者は多くなく、また一方で昨今の技術者の人手不足や高齢化により経験保有者も減少傾向にあります。本事業は脱水後の汚泥を対象としていることから、コンポスト化設備以外の機器設備工事を加えるのであれば、薬注・脱水設備を含むものに限らなくてもよろしいのではないでしょうか。	現時点では変更する予定はありませんが、ご意見として承ります。
4	19	オ	(ウ)			主任技術者又は監理技術者の工事経験	「本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、非専任とする。」とありますが、この場合の担当技術者は、代表者以外の者でもよろしいでしょうか。	特定建設企業体(甲型)では、代表者以外の者の配置を認めます。特定建設共同企業体(乙型)は、構成員であるそれぞれの企業が配置してください。なお、特定建設共同企業体(乙型)の代表者以外の者が特定建設共同企業体(甲型)を構成する場合は、当該特定建設共同企業体(甲型)内での配置を認めます。
5	20	キ				実施設計時に配置を予定する監理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者	「設計照査技術者は管理技術者を、管理技術者は設計照査技術者、設計担当技術者は設計照査技術者をそれぞれ兼ねることはできない。」とありますが、管理技術者と設計担当技術者は兼務してもよろしいでしょうか。	該当箇所の記載は、「設計照査技術者は管理技術者を、管理技術者は設計担当技術者を、設計担当技術者は設計照査技術者をそれぞれ兼ねることはできない」の誤りです。記載の通り管理技術者と設計担当技術者の兼務は認めません。

実施方針に関する質疑に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
6	20	キ	(オ)			建築工事の設計担当技術者及び設計照査技術者	「建築工事の設計担当技術者及び設計照査技術者で2名の1級建築士」が必要になりますが、地元企業への発注や地元雇用優先の観点からも、JV代表者のみが建築を担当するわけではないことから、JV企業体として代表者以外からも1級建築士の配置を認められませんか。	特定建設企業体（甲型）の設計担当技術者及び設計照査技術者は代表者から、特定建設企業体（乙型）は、実施設計を行う構成員からの配置を求めます。
7	30	4			表4	立地に関する事項	測定箇所は規制基準を定める弘前市の基準でしょうか。また、既存施設における脱臭方法、測定箇所・頻度、測定値を参考として適切な脱臭方法を選択し、さらには、整合を図り有効性を確保したいので開示して頂きたい。（トラック運搬時、トラックから5mの位置で基準満たすとあるが、現状でも焼却炉点検時にはトラック運搬していることから上記と同様の観点から開示して頂きたい。）	弘前市の規制基準ではありません。周辺への影響を配慮して設定したものととなります。 また、本施設は既存施設と比べて高濃度臭気が発生することが想定されるため、既存施設と整合を図るのではなく臭気基準を遵守出来る臭気対策を検討いたします。 なお、焼却炉点検時はトラック運搬していますが期間が短いため、今回と同条件とは考えていません。
8	30	4			表4	立地に関する事項	「トラック搬送する場合、トラックから5mの位置において基準をみたくこと」とありますが、このような臭気要件が設けられている下水道施設の事例は他にごありますか。もしございましたら、参考までにご教示いただけませんか。	臭気拡散リスクを低減することを目的とし、トラックからの臭気に留意しています。臭気発生・漏洩における既存施設とトラックの責任分界点を明確にするため、5mの位置を設定しています。なお、5mの条件を基準としている処理場事例は把握しておりません。 なお、トラックの臭気測定は脱水汚泥を積載し停止した状態で測定することを想定しています。